

公募型プロポーザル実施の公示

2020年6月3日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業名

令和2年度地域文化財総合活用推進事業

「関西広域観光に資する文化観光資源情報コンテンツ作成事業」

(2) 事業目的

固有の伝統文化・美しい自然・歴史的景観・豊かな農山漁村・魅力ある食文化が集積している関西が、訪日検討層に対して、国内屈指の文化観光先進地域としての存在感を高めるには、各地に点在する多種多様な魅力を点ではなく面で訴求し、来訪・広域周遊への行動喚起を一層高める必要がある。そのため本事業では、美しい自然に囲まれ伝統・歴史が息づく関西の本質的魅力を需要度の高いテーマで括り、描写で訴求する動画と、背景を解説するコラム等のコンテンツを制作し、訪日検討層へ情報発信する。

(3) 事業の概要

関西エリアの特徴である文化観光資源は、欧米豪訪日検討層の最大の関心事の一つである。この文化観光資源を活用して、訪日検討層の訪関西・周遊意向を高める動画とコラムを企画制作する業務である。望まれる企画としては、日本文化・精神文化の根源性を念頭に置き、対象となる各文化観光資源をテーマで括り、それらの背景や独自性、特徴についての本質的な理解を促し、思わずその世界観に没入したくなるような内容の動画とコラムを制作する事業である。

今年度は、旅の本質的な欲求である「非日常体験」という観点から、「巡礼」や「瞑想」等の複数の個別テーマを定め、関西2府8県（福井、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、徳島）各地に点在する文化観光資源を活用し、訪日検討層への訪関西・広域周遊意向を高める動画とコラムを制作する。例えば、「巡礼」というテーマでは、広範囲にわたり極めて良好に遺存する参詣道であり、関西において「本物の日本」を体感できる比類のない文化財「熊野参詣道」、「高野参詣道」、「大峯奥駈道」などを題材としながら、参詣道を取り巻く背景・文化的景観の価値を訴求する。

特に、富裕層対策において、今後注目される層としてSBNR(Spiritual But Not Religious/無宗教型スピリチュアル層)の台頭が、欧米豪各国において顕著になってきており、禅、菜食主義、自然との調和、精神文化や多様性社会などへの関心が強く、それらを含むマインドフルネスという思想がアジア諸国への旅の強い動機となっていることが分かってきた。よって彼らの訪関西・周遊意向を高めるにはSBNR的アプローチで関西をブランディングするマーケティングツールとしての「動画」の制作、その動画に収録された文化観光資源の背景、独自性、特徴を外国人目線で表現してくれる外国人ライターによる「コラム」の執筆が必要不可欠となる。

(4) 委託金額の上限

20,000千円(税込)

2. 参加資格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階
一般財団法人関西観光本部 デジタルマーケティング室 担当 武内
TEL: 06-6223-7203 メールアドレス: sinsei@kansai.or.jp

(2) 説明書の配布期間、場所及び方法

2020年6月3日(水)から2020年6月12日(金)まで、上記(1)の担当部署にて配布、または郵送。

※参加を希望する場合は、上記の期日までに説明書の配布等を受けること。

※配布を受ける場合は、上記担当者へ訪問希望日時を事前に連絡すること。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

2020年7月6日(月) 午前中まで、提出先は上記(1)に同じ。

持参又は郵送(書留郵便に限る。)にて、企画提案募集説明書に基づき10部提出のこと。

(4) 質疑の受付期間

2020年6月3日(水)から2020年6月30日(火)午前中まで

(5) 説明会の日時及び場所等 説明会は実施しない。

(6) 企画提案に関するプレゼンテーションの日時案

日時:2020年7月10日(金)午前10時~午後5時 実施予定

方式:オンラインプレゼンテーション (ただし、参加事業者が多数の場合は、企画提案書等の内容のみによる事前審

査を行い、プレゼンテーションを実施する事業者を8者程度に限定することがある。) ※実施の詳細は、応募者に追って通知を行うものとする。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。
 - ①受託候補者の名称及び総合点
 - ②参加者の名称
- (8) 事業の詳細は募集要領による。

以上